

大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準 新旧対照表

改正後	改正前
第 1 幼稚園の設置認可 1－5 (略) 6 1学級の幼児数 (1) 1学級の幼児数は、3歳児は原則として 25人以下、4・5歳児は <u>30</u>人以下であること。 7－12 (略) 第 2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可 1・2 (略) 3 (1) (略) (2) 保育室の面積は、変更後の収容定員をもって、第1の8(2)の規定を準用する。ただし、<u>30</u>人以下の学級編制のため、収容定員の減員の認可を受ける場合は、保育室の面積は、別に定める基準により算定した面積によることができる。 (3)－(5) (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u>	第 1 幼稚園の設置認可 1～5 (略) 6 1学級の幼児数 (1) 1学級の幼児数は、3歳児は原則として 25人以下、4・5歳児は <u>35</u>以下であること。 7－12 (略) 第 2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可 1・2 (略) 3 (1) (略) (2) 保育室の面積は、変更後の収容定員をもって、第1の8(2)の規定を準用する。ただし、<u>35</u>人以下の学級編制のため、収容定員の減員の認可を受ける場合は、保育室の面積は、別に定める基準により算定した面積によることができる。 (3)－(5) (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略)

- | | |
|--|--|
| <p><u>1 この基準は、令和8年7月28日から施行する。ただし、施行の際現に存する幼稚園における1学級の幼児数については、改正後の第1の6(1)及び第2の8(2)の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>2 この基準は、施行日以後、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用し、この基準の施行日前に申請されている幼稚園の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p> | |
|--|--|